

令和4年2月1日

各社会福祉法人代表者様
各指定障害福祉サービス事業所管理者様
各指定障害児通所支援事業所管理者様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者の待機期間の
見直しについて（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応について、日々御尽力及び御協力を賜り、お礼を申し上げます。

令和4年1月25日付当課通知により、広島県では、当面の間、新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者をオミクロン株の濃厚接触者とみなし、待機期間を短縮する旨をお知らせしたところですが、令和4年1月28日から次のとおり適用されることとなりました。

詳しくは、次の県のホームページを確認してください。

県ホームページ「新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間について」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/noukou-taiki.html>

《見直し内容》

区分	新	旧
濃厚接触者の待機期間	最終接触日から <u>7</u> 日間 (8日目に終了)	最終接触日から <u>10</u> 日間
社会機能維持者である濃厚接触者が待機期間を短縮する場合の検査・終了時期	<u>4日目と5日目</u> の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、 <u>5日目</u> に終了	<u>6日目と7日目</u> の抗原定性検査キットを用いた検査(<u>PCR検査の場合は6日目の検査</u>)で陰性確認後、終了

担当 指導検査グループ
電話 (082)513 - 3158
(担当 片桐)